

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

都市計画太秦安井山ノ内地区地区計画を次のように変更する。

名 称		太秦安井山ノ内地区地区計画
位 置		京都市右京区太秦安井一町田町，西沢町，松本町，山ノ内五反田町，西八反田町の各一部
面 積		約 ５．４ ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は，平成２５年３月にその機能を廃止した山ノ内浄水場の跡地であり，右京区の拠点であるサンサ右京や地下鉄東西線太秦天神川駅及び京福電鉄嵐山本線嵐電天神川駅に隣接するなど交通アクセスに優れた地区である。 また，当地区では，京都市西部地域はもとより市全体の活性化に資する浄水場の跡地活用を行うため，大学を中核とした複合用途機能の誘導やにぎわいの創出を図ることなどを示した「山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定しており，「京都市都市計画マスタープラン」においても，公共交通ネットワーク等とのつながりを重視し，地域に開かれた大学など学術研究機能を誘導するとともに，周辺生活環境との調和を図りつつ，学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進する地区の一つとして位置付けている。 このような地区において，地区計画を策定することにより，周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点として，大学を核とした複合的な都市機能の集積を図り，地域とともににぎわいと潤いのあるまちづくりを進める。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 に 関 する 方 針	交通利便性をいかし，にぎわいを創出する新たな拠点として，大学とともに商業，文化交流機能等の複合的な都市機能の導入を図る。 また，ゆとりある空間を確保し，周辺環境と調和した土地利用を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	多様な人々が交流し，憩いの場となる広場や緑地を整備することでにぎわいと潤いのある地域環境づくりに貢献するとともに，災害時に地域住民の避難場所としての活用に資する広場を整備することで，地域の安全に配慮したまちづくりに貢献する。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	山並みを背景とし，周辺のまちなみと調和した都市景観の形成に資するとともに，右京区の新たなまちづくりの拠点としてふさわしい複合的な都市機能の誘導と都市空間の創出を図る。 さらに，建築物等の用途の制限により，Ａ地区においては，大学の学術研究機能と大学キャンパスにふさわしい商業，文化交流機能等の複合的な都市機能の誘導を，Ｂ地区においては，学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上に資する機能の誘導を図る。 また，壁面の位置や建築物の建ぺい率に制限を加えることで，ゆとりある建物配置を促し，周辺環境と調和のとれた良好なキャンパスの環境等の形成を図る。

地区整備計画	地区の区分		地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約3．7ヘクタール	約1．7ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの		
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6		
壁面の位置の制限		建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線，河川境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度については，以下のとおりとする。 1 御池通及び葛野大路通の境界線までは10メートル，西高瀬川の境界線までは1メートル，隣地境界線までは2メートル 2 前項の規定に関わらず，休憩所，自転車置場その他これらに類する建築物で地階を除く階数が1のものについては，壁面の制限を適用しない。	建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線又は隣地境界線（地区計画区域界である隣地境界線に限る。）までの距離の最低限度については，以下のとおりとする。 1 御池通及び葛野大路通の境界線までは10メートル，北側隣地境界線までは2メートル，西側隣地境界線までは1メートル 2 前項の規定に関わらず，休憩所，自転車置場その他これらに類する建築物で地階を除く階数が1のものについては，壁面の制限を適用しない。		

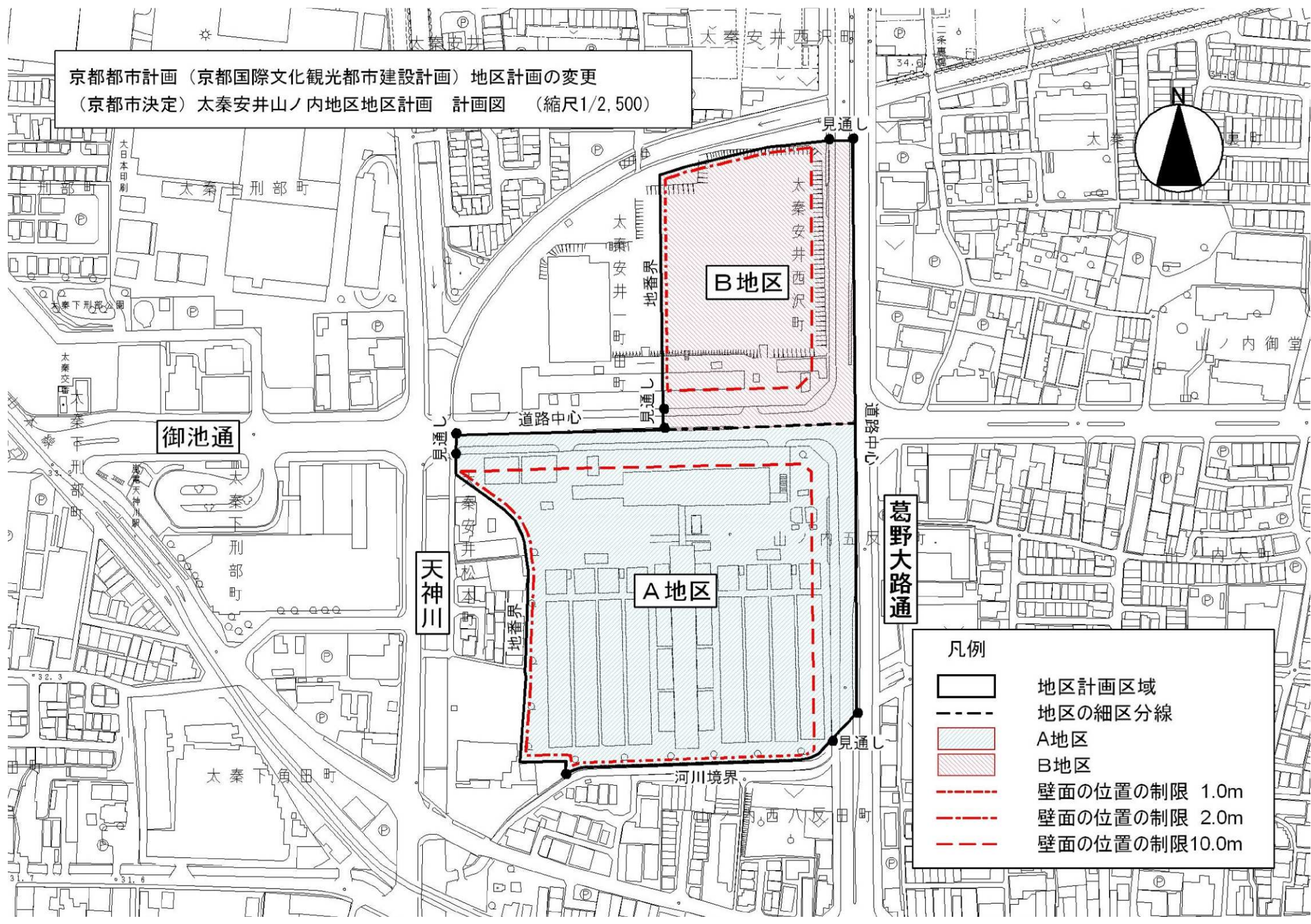
「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、山ノ内浄水場の跡地において、周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点として、地域とともににぎわいと潤いのあるまちづくりを進めるため、平成25年7月に定めたものである。

今回、新たにB地区において地区整備計画を追加し、学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上に資する都市機能の誘導を図り、右京区の新たなまちづくりの拠点整備を推進するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更
（京都市決定）太秦安井山ノ内地区地区計画 計画図 （縮尺1/2,500）



凡例

- 地区計画区域
- 地区の細区分線
- A地区
- B地区
- 壁面の位置の制限 1.0m
- 壁面の位置の制限 2.0m
- 壁面の位置の制限10.0m